

一小田原市教育委員会定例会会議録

1 日時 平成23年3月24日(木) 午後2時00分～午後4時15分

場所 小田原市役所 4階議会会議室

2 出席した教育委員の氏名

1番委員 山田 浩子

3番委員 桑原 妙子 (教育委員長職務代理者)

4番委員 和田 重宏 (教育委員長)

5番委員 山口 潤

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 関野 憲司

教育総務課長 曾我 勉

学校教育課長 伊澤 秀一

教育指導課長 西村 泰和

スポーツ課長 荻谷 一義

図書館長 鈴木 健

教育指導課長補佐兼指導主事 栗畑 寿一朗

学校教育課主幹・指導主事 堀 賢一郎

教育指導課主幹・指導主事 岩崎 由美子

(事務局)

教育総務課長補佐・総務担当主査事務取扱 向笠 勝彦

教育総務課上級主査 瀬戸 英樹

4 議事日程

日程第1 請願第1号 平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置に

関する請願 (教育指導課)

5 報告事項

- (1) 市議会 3 月定例会の概要について (学校教育部 生涯学習部)
- (2) 東北地方太平洋沖地震の対応について (学校教育部 生涯学習部)
- (3) 平成 22 年度学校支援地域本部事業について (教育指導課)
- (4) 雑誌スポンサー制度の実施について (図書館)
- (5) 片浦小学校に関する要望書について (教育総務課)

6 議事日程

- 日程第 2 議案第 5 号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (教育総務課)
 - 日程第 3 議案第 6 号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
 - 日程第 4 議案第 7 号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
 - 日程第 5 議案第 8 号 小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
 - 日程第 6 議案第 9 号 小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
 - 日程第 7 議案第 10 号 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
 - 日程第 8 議案第 11 号 小田原市立学校組織規則等の一部を改正する規則 (学校教育課)
 - 日程第 9 議案第 12 号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)
 - 日程第 10 議案第 13 号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (教育指導課)
 - 日程第 11 議案第 14 号 小田原市総合文化体育館条例施行規則等を廃止する規則 (スポーツ課)
 - 日程第 12 議案第 15 号 校長及び教頭の人事異動の内申について (学校教育課)
- 【非公開】

日程第13 議案第16号 教育委員会職員の人事異動について(教育総務課) 【非
公開】

7 議事等の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…山田委員、桑原委員に決定
- (3) 日程第1 請願第1号 平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置
に関する請願 (教育指導課)

向笠書記(教育総務課長補佐)が請願書を朗読

事務局説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは、私から「平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置に関する請願」につきまして、御説明申し上げます。ただ今朗読していただきましたが、請願内容を簡潔に申し上げますと、「教科書の採択権者は教育委員ですが、諮問機関として設置する採択検討委員会に、現在は教育委員2名がその構成員になっていることで、事前にその内容を熟知できる教育委員と、そうでない教育委員3名がいるという実態があることから、平等の立場で採択しなければならない教育委員が、公明公正を期して採択を行なうことができなくなるのではないかと。そこで採択検討委員会の構成員に教育委員が入るべきではない。」というものが今回の請願の主たる内容でございます。平成20年度以前の採択検討委員会には、教育委員5名全員が検討委員会の構成員だった時もありました。当時から請願と同様な内容はございまして、平成21年度には教育委員5名のうち2名の方を採択検討委員会の構成員といたしました。ここで、今まで教育委員が採択検討委員会に入るといふことのメリットを申し上げますと、各教科の教科書を詳細に調査していただく調査員の作成した具体的な内容について、調査員代表から直接聞き取ることができるということがございます。調査員代表の方からの生の声を直接聞き、わからない点は直接質問もできるという点では、調査報告書という紙媒体だけを読み判断することよりも検討委員会に教育委員が入っているほうが有益であるという見方です。ですからかつては教育委員全員が検討委員会の構成員であったのだと思われまふ。また、

請願で指摘されているように、すべての教育委員に同時並列に均一な選定資料が提供されているかという視点からしますと、やはり構成員となっている2名の教育委員と構成員となっていない残りの3名の教育委員とで比べますと、均一な視点ではなくなってしまうという指摘は否定できません。3月の予算特別委員会の総括質疑におきまして、加藤議員から今回の請願内容と同様の質問が出されました。そこでの答弁は、「教科書採択検討委員会の構成員については、最終的には教育委員会が決定するものであるが、事務局としては教育委員を除く方向で検討していく必要がある。」と答えております。よって、来月の教育委員会定例会で採択検討委員会の具体的な構成メンバーについてお諮りする予定ですが、今日はこの請願について採択するかどうかの検討をお願いいたします。

和田委員長…説明が終わりました。

小田原市教育委員会会議規則第21条により、請願者は事情を述べることができることになっておりますが、請願者から辞退の申し出がございましたので、事情説明は省略し質疑に入ります。

桑原委員…採択検討委員会に教育委員が5名全員参加していた時から2名になった理由は何だったのでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…5名全員が入ることはおかしいのではないかという指摘があったのを受けて、いきなり0ではなくて、2人に減らした経緯があります。しかし、減らした結果、このように差異が出てくるという指摘も受けてきたのが今日の内容になっております。

桑原委員…5名入るのがおかしいという意見も同じ方からでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…その通りです。

山田委員…私は、小学校の採択検討委員会に入ってやらせていただきましたが、調査員の先生方から教科ごとに、細かく色々聞くことができますし、こちらから質問をして、その答えもその場で聞くことができました。他の3名の教育委員の方にも、お話した機会もございましたし、2名だけが分かってその差があるというのは少し違うと思いました。ただ、このような意見が出るということも否定できない部分もありますので、教育委員が参加しないほうが良いのかもしれないと感じました。

和田委員長…県内、他の市町村の採択検討委員会の構成員に、教育委員が含まれているところと教育委員が含まれていないところはそれぞれどれくらいあるのでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…県内の採択地区は、例えば小田原地区、足柄上地区、足柄下地区というような担当に分かれています。県内には25地区あり、一番大きなところは、横浜・川崎で県の半分を占めておりますが、教育委員の方（教育長以外）が入っているのは、そのうち13地区あります。教育長のみ1名が入るとい地区は15地区あります。どちらかが入るとい地区は17地区あります。地域的に見ますと、県西部地区が多く、県東部地区が少ないという現状もありました。

山口委員…昨年の小学校の教科書の際には、採択検討委員会に5人のうち2人の教育委員が入っていたのに、請願を出していないということは、この請願者は、中学の教科書にこだわりがあるということなののでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…そのような感じは受け取れます。特に請願の中にも入っていましたが、社会科の教科書と明確に記載されております。また、平成17年当時は、社会科のみ実施したのではなく、全教科の先生方にアンケートを取っております。

和田委員長…この請願の内容を読ませていただくと、「絞り込み」という言葉が何度も出てきます。「教育委員は現場の先生方の意見にかなり影響を受けているのではないか。」と警戒されているように感じました。我々教育委員は、使命感を持ってやっていますし、一つのものに極端に影響を受けることは無く、仕事に当たっています。この数多くの「絞り込み」という文言に対しては、「ご心配なく」と言いたいような気持ちです。

桑原委員…一番考えていることは「中立」であるべきだと考えています。

山田委員…小学校の教科書採択の際も、先生方のご意見と私達の意見とが違っていることもありましたし、それぞれ5人の方がきちっと自分の意見を持って選んでいると思っています。

和田委員長…請願の中に「使い慣れたものの教科書を使う。」と書かれていますが、先生方がそのような形・認識で教育を考えているとは僕らには思えないし、先生方の教育に対する考え方というものも、しっかり認識していただければ

良いと感じました。また、選定資料を小田原市の場合は、どのようにまとめられているのかは分かりますが、神奈川県教育委員会が作成する選定資料は誰がどのように作っているのでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…県も小田原市と同様に県内各教育事務所管内で各2～3名の先生方を選抜して教科ごとに選定資料を作成しています。県の調査員をやっている方には小田原の調査員にはなっていないし、選定資料は教員が作成しているということです。

山口委員…諮問機関に教育委員が入るということは、確かにおかしいところもありますので、最終的に言われていることは間違っていないと思いますが、趣旨を読んでいると私の考えと食い違うところがあります。私は、他の3人の中に入りますが、「さらに追従せざるを得ず」など書いてあって、とても失礼な書き方をされていると感じました。皆さん時間をかけて、徹底的に自分なりに見ましたし、それだけは誓って嘘ではありません。この結果に対して、このような見方しかしないのはとても残念に思います。次回の検討がどのように行われるか分かりませんが、私は中立でやるつもりですので、ご心配なくと言っておきたいです。

和田委員長…今、山口委員がおっしゃったように、諮問機関に教育委員がという結論のところは筋論で言うところだと思います。

桑原委員…例えば専門のものでしたら自分で判断はできますが、専門外の教科は、現場の先生方と直接お話をし、色々ご意見を聞いて決めたほうが決めやすいということもありますので、山口委員がおっしゃられることも良く分かりますが、検討委員会の中に入ることも意味があるものだと思います。

山口委員…一点確認をさせてください。請願の採決をするにあたり、最終的な結論の項目のみ認めると解釈してよろしいのでしょうか。趣旨の中身など自分としては納得できないものもありますが、全部認めますという意味になってしまうのでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…請願項目の採決をするかどうかについて採決していただければと思います。そこに至る理由については、委員の皆様からお話いただきましたので、これを認めたからと言って、すべてを認めたということではない旨御確認をしていただければと思います。項目についてのみ採決

していただくこともできますし、筋は分かるが理由が認められないので不採択ということもできます。委員の皆様で協議していただければと思います。

和田委員長…それでは、最後に委員長見解ということで述べさせていただくということはどうでしょうか。この請願について採決してよろしいでしょうか。

(異議なし・全員賛成)

和田委員長…ご異議もないようですので、請願第1号平成24年度使用中学校教科用図書採択検討委員会設置に関する請願を採決いたします。この請願について、採択とすべきものとしてのご意見に賛成の方は、挙手願います。

(全員賛成)

和田委員長…全員賛成により、当請願は採択すべきものと決しました。

皆さんからいただいたご意見を参考に、委員長見解といたしまして、ただ今採択することとなりましたが、あくまでも請願項目の採択であって、理由のいくつかに書かれている部分も認めたということではないことを確認したいと思います。先ほども意見でありましたが、私も特に請願書の2枚目上部に書かれている記述「採択検討委員会の作成した選定資料を追認するほかなく、他の3名の教育委員もさらに追随せざるを得ず、教育委員の採択権限の形骸化につながる」という部分や「現職教員を含む教職関係者の意見を反映することを容易にしている」「教職員にとって都合の良いものが優先～」などは、承知しかねる記述であります。今まで私たちは教育委員としてしっかりと採択してきたことを否定するような記述であり、私たちは今後も小田原の子どもたちにとって最も良い教科書を選定していきたいと思っております。よって、次年度の教科書採択検討委員会の構成メンバーについては、私たち教育委員が一切入らない形に変更していくことで事務局も検討をお願いします。

(4) 報告事項 (1) 市議会 3 月定例会の概要について (学校教育部 生涯学習部)
事務局説明…教育総務課長 資料 1 を基に説明

教育総務課長…現在本会議中で教育長及び両部長は議会に出席しているため、この定例会を欠席させていただいております。なお、資料には記載しておりませんが、3 月 1 4 日に教育費の予算特別委員会が開催され、学校教育部、生涯学習部それぞれ 9 人の委員から質問が出されました。主な内容といたしましては、大きな地震がございましたので、広域避難所の件や学校の教育の内容、学校施設などについて質問が多く出されました。また、特に学校の芝生化について、総合計画との兼ね合いの中で、地域との協働の中で芝生化を進めていくことの記載がありますので、質問がありました。教育委員会の中で充分話し合いをしたのかなど質問があり、教育委員会としては、委員の皆さんと議論をさせていただき、現地視察も実施している。今後につきましても、教育委員の皆様と十分な議論をして進めてまいると御答えさせていただきました。生涯学習につきましても、放課後児童クラブや植栽管理計画、オーシャンクルーズ、図書館の問題など質問がありました。現在議会で採決をしているところでございます。

(質 疑)

山 田 委 員…英語の授業が小学校で今年から実施されていますが、現場の先生が英語の授業に不安を抱いていると思います。ALTの方を増やしたりしていますが、小田原市独自のLESSンプランを改編した新たなLESSンプランを平成23年度末には各校に配布する予定とありますが、それでは遅いのではないかと思います。どうなのでしょう。

教育指導課長補佐兼指導主事…実はすでに配られておまして、改訂版を今年度もう一度やりましょうという意味になります。

山 田 委 員…実際に、先生方を集めて英語の指導をされているというようなことはあるのでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…年に2回ほど研修会を実施しております。併せてこのような指導法はどうでしょうなど提示もしますし、自らも研究されている先

生方も沢山いらっしゃいます。

山口委員…放課後児童クラブは生涯学習に入っていますが、再度確認させてください。
生涯学習部次長…生涯学習部にございます青少年課が所管をしておりますので、生涯学習となっておりますが、ちなみに今度の組織機構の改編では、補助執行ではなく、子ども青少年部の独自の事業ということになります。厚生労働省の補助を使っておりますので、事業自体はどちらかというと生涯学習ではありませんが、所管が生涯学習部の青少年課だったということで御理解をいただければと思います。

教育総務課長…補足させていただきますと、放課後児童クラブの2施設については、今まで学校内にはありませんでした。今回、3月の末に千代小学校のリニューアルに伴い学校内に設置できました。また、来年度の予算で、富士見小学校の敷地内に設置できる予定です。これで、小田原市は小学校の敷地内にすべて放課後児童クラブが設置できる予定です。

(その他質疑・意見等なし)

(5) 報告事項 (2) 東北地方太平洋沖地震の対応について (学校教育部 生涯学習部)

事務局説明…教育総務課長 資料2を基に説明

教育総務課長…教育委員会の特記事項として、学校給食の中止を決定させていただき対応をさせていただきました。また、25日に終業式を迎えますが、小・中学校については午前中の授業といたしました。

(質 疑)

山口委員…これは11日の地震だけで、その後の震度5弱の地震の時はどうだったのでしょうか。

教育総務課長…学校敷地内は広く色々な施設がありますので、確認はしておりますが、どの時点での破損かが不明なものもあります。

山田委員…地震の時に教育委員会の職員の皆さんがこんなに出動されていたり、今も大変だとは思いますが、ご苦労様です。このような災害の時は、学校長の判断が非常に重要だと思いますが、それぞれマニュアルとかはあるのでしょうか。

教育総務課長…地震の場合、津波の場合等いろいろありますが、一応マニュアルは作っております。役所は役所の中でありまして、広域避難所も教育委員会が担う形で作っております。

学校教育課長…学校給食の中止にした分の給食費につきましては、中止日数により返金するよう学校にお願いしております。小学校は一食につき233円、中学校は一食につき282円という形で中止した日数分を保護者に返金させていただいております。今後につきましては、計画停電や食材の調達、原発の問題等の環境汚染の問題もありますので、4月以降については校長会等と協議していかなければいけない状況にあります。

和田委員長…子どもたちを守っていかなければいけませんし、他部署との連携も重要だと思いますので、より連携を密にした対応をお願いいたします。

(その他質疑・意見等なし)

(6) 報告事項 (3) 平成22年度学校支援地域本部事業について (教育指導課)

事務局説明…教育指導課主幹・指導主事 資料3を基に説明

教育指導課主幹・指導主事…学校支援地域本部事業は昨年度も御報告させていただきましたが、平成20年度から今年度まで国からの委託事業で実施してまいりました。平成20年度は2中学校区で、平成21年度からは4中学校区(白山・鴨宮・酒匂・城南)の小・中学校併せて14校をモデル校として実施し、今年度で終わることになります。「ねらい」といたしましては、「地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支えていく」そういう体制づくりを充実させていくということがねらいになっています。成果と課題につきましては、今年度の小・中学校に関わっていただいたボランティアの方は、延べ約68,000人いらっしゃいます。一番多いのは小学校の登下校の見守り隊で活動していただきました。その他図書ボランティアの方や中学校の中

での授業のサポート、学校を見守るボランティアなどをやっていただきました。一昨年度の延べ人数は15,000人、昨年度の延べ人数は37,000人であり、倍々で増えている要因として自分なりに考えてみますと、今までもやっていただいていたサポートはあったと思いますが、学校支援という大きな枠組みの中で捉えるように、学校側が自然になってきたのではないかと考えています。また、全国学力学習状況調査の中で学校の質問紙というのがありまして、その中で学校に対し「ボランティアによる授業サポートは進んでいますか」という質問があります。各学校で「やっている」という回答が、小学校ですと81%（全国は35%）中学校ですと67%（全国は19%）となっており、小田原市は非常に高くなっている現状があります。もう一つは、「保護者や地域の方が教育活動に参加していますか」という問いに対し、各学校で「参加している」という回答が、小学校ですと92%（全国は73%）中学校ですと75%（全国は55%）となっており、こういう支援の体制が定着してきているのではないかと数値から読み取れます。それから各小・中学校に配置しているコーディネーターの方が地域と学校をつなぐパイプ役として、非常に創意工夫をこらして活躍していただいております。それによって、子どもも大人同士も教員も地域の方とボランティアの方と絆が作れております。学校側といたしましても学校支援ボランティア活動を活かした教育活動を年間計画に位置づけて取り組むようになってきました。課題としては、学校が必要とするボランティア活動を理解しての拡充がまだまだ必要であること。コーディネーターやボランティアの方の研修も充実する必要があること。先生方や地域、家庭の役割を、それぞれが認識して共通理解した上で連携していくことが必要であること。地域の中に既存にある団体（子ども会・育成会など）と学校支援地域本部が自然に連携できるようなシステムを構築すると今あるものが生きてくると感じています。さらに、実行委員会としてあります「地域ぐるみの教育推進委員会」がリーダーシップを取れるように内容を深めていくことも必要ではないかと思えます。来年度に向けては、学校支援地域本部は、学校の応援団であると捉えておりますので、国の委託は終わりますが、予算化の部分で非常に厳しいところはございますが、市の単

独事業として全11中学校区に広げて、幼稚園にもコーディネーターを配置する形で充実させて進めてまいります。以降の資料は、各中学校区14の学校のやってきた実践例ですので、後ほど御覧いただけたらと思います。

(質 疑)

桑原委員…昨日千代小学校の卒業式に行きましたが、自治会長さんたちが子どもの中に入りこんでいる形で、地域ぐるみで子どもたちを育てている、非常にうまくいっているように感じました。

和田委員長…成果が上がっているということでしょうか。

山田委員…コーディネーターの方の存在が大きくて、いつも笑顔でエネルギッシュで活動されていて、すごく素晴らしい方が多く、これが小田原市すべての地区で活動していくことは、とても良いことだと思います。

和田委員長…我々教育委員としては、現場に一番近い方の意見を聞ける場を設けていただけるとありがたいです。是非、コーディネーターやチーフコーディネーターの方と教育委員との交流する機会を作っていただきたいと思います。

(その他質疑・意見等なし)

(7) 報告事項 (4) 雑誌スポンサー制度の実施について (図書館)

事務局説明…図書館長 資料4を基に説明

図書館長…この雑誌スポンサー制度につきましては、図書館の雑誌経費削減という意味で、スポンサーの方に雑誌の購入費用を負担していただきまして、その雑誌カバーの表面にスポンサーの方の名称、雑誌架に広告を表示などするものです。この制度は4月1日から募集を実施することにいたしました。3月15日の広報や図書館ホームページ等で募集をしております。お蔭様で、問い合わせもいただいております。

(質 疑)

和田委員長…随分たくさんありますね。良い制度だと思いますので、ここに記載されているもの全ては難しいと思いますが、定着していけば増えていく可能性はあるのではないのでしょうか。

図書館長…今のところ全国で実施しているところは、県立図書館では3県、市町では15市町あるそうです。県内では厚木市が4月から実施を予定しているとのことでした。

和田委員長…出来るだけ多くの関係者の方に声をかけて、参加していただければありがたいですね。

(その他質疑・意見等なし)

(8) 報告事項 (5) 片浦小学校に関する要望書について (教育総務課)

事務局説明…教育総務課長 資料5を朗読し説明

教育総務課長…この要望書は、3月18日に市長及び教育長あて同様に提出されました。片浦の地域と学校とPTAが一つになった方向付けが示されたものだと受け止めております。教育委員会としても今後小規模特認校について、意思決定をし、次の段階に進めるようにしていきたいと思いますが、本日は要望書の提出されましたこと及び内容について御報告させていただきます。

(質 疑)

山田委員…小規模特認校について、詳しく教えてください。

向笠書記…小規模特認校制度とは、豊かな自然環境を生かした教育や、少人数での教育のよさを生かし、一人ひとりの児童に目の行き届いた教育、個に応じた指導、体験学習等を通して、生きる力や豊かな人間性を培いたいという保護者の方の希望がある場合に、現在の学区制度を維持したまま、一定の条件を付して、教育委員会が指定した学校について通学区域外からの就学を認める制度です。ちなみに、平成9年1月27日に当時の文部省の通知で、通学区制度の弾力的運用が通知されまして全国に広まりました。例えば、小規模特認校になるとどのようなことができるか、イメージといたしまし

ては、例示させていただくと学力の確かな向上として、少人数だからできるきめ細かい教育や複数の教師で行う教科指導、英語を通して世界を知る教育などがあります。

教育指導課長補佐兼指導主事…ただ今書記から具体例などの話もありましたが、簡単に言えば、片浦小学校区だけではなくて、小田原市全域から通学できるという制度です。そのためには、ただ片浦小学校来ていいよと言っても人は集まりませんので、そのために学校の特色を出すための例が先ほど説明がありました。それをすべてやるというものではありません。他の小学校と同じ教育課程は組みますが、さらに特色を出すためにプラスして実施していくということです。他市の状況を視察いたしました。やったからといってすぐに人は集まりません。最終的に口コミ等で広まって行って、4～5年程度経って、人が集まりだした成功例がありました。逆にいくら特色を出しても、人が集まらなかった例も沢山ありました。

山口委員…結局小規模特認校制度を活用していかないと少子化によって廃校になってしまう恐れがあるので、こういう話が出てきたのでしょうか。

教育指導課長補佐兼指導主事…現在基本的には廃校にはしない予定ですが、今後2人(現在の3歳児)しかいない学年が出てくることも予想されています。文部科学省では、2つの学年を併せて16人以下の学校は複式学級にきなさいとされています。複式学級にはメリットもありますが、デメリットもあります。それを神奈川県では教員を加配して複式学級にはしなくていいようになってはいますが、今後財政状況等によってはどうなるか分かりませんので、片浦小学校としては、小規模特認校であえて学区を広げて児童を集めていきたいということです。

(その他質疑・意見等なし)

(9) 日程第2 議案第5号 小田原市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (教育総務課)

提案理由説明…教育総務課長

教育総務課長…それでは、私から御説明申し上げます。今回の規則の制定につきまして

は、小田原市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関し必要な事項を定めるため制定するものでございます。まず、先月お認めいただきました「補助執行についての協議通知」につきましては、2月23日付小田原市長あて送付し、3月10日付で内容について同意する旨回答をいただきました。また、その際、例年市民窓口課の支所職員に対し、生涯学習センター及び図書館の分館職員の併任辞令を発行しておりましたが、これも補助執行の項目に該当するのではないかと調整を行い、別表1の際下段及び別表2にその旨追加で記載するとともに、職制の変更に伴う整理をいたしました。また、第1条には趣旨、第2条には補助執行事務、第3条には専決等に関する記載をして、補助執行に関する規則としたものでございます。なお、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。以上を持ちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(質 疑)

和田委員長…この件に関しては、度々審議をしておりましたが、よろしいでしょうか。

(その他質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

- (10)日程第3 議案第6号 小田原市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
- 日程第4 議案第7号 小田原市教育委員会文書管理規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
- 日程第5 議案第8号 小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)
- 日程第6 議案第9号 小田原市教育委員会教育長の職務の代理に関する規則の一部を改正する規則 (教育総務課)

日程第7 議案第10号 小田原市教育委員会職員職名規則の一部を改正する
規則 (教育総務課)

日程第8 議案第11号 小田原市立学校組織規則等の一部を改正する規則
(学校教育課)

提案理由説明…教育総務課長

教育総務課長…それでは、私から議案第6号から議案第11号までの規則の一部改正につきましては、関連しておりますので一括して御説明申し上げます。今回の規則の改正につきましては、組織機構の再編整備及び職制の変更に伴う所用の整備を行うため改正するものでございます。以前から教育委員の皆様には、随時組織機構の再編について御報告させていただきましたが、平成23年度から生涯学習部の各所属は市長部局に移り、教育委員会が権限を持つ事業等については補助執行という形で対応することになります。そして、教育委員会事務局は学校教育部が教育部となり、学校教育に重点を置いた取り組みへと変わります。また、今回職制の変更(見直し)も行われ、部長・副部長や課長・副課長のように職の正副制による区分になることや、担当主査から係長への変更や副園長の設置などを行います。つきましては、このような組織機構の再編整備及び職制の変更に伴う教育委員会規則の所用の整備を行うため改正するものでございます。なお、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。以上を持ちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(11) 日程第9 議案第12号 小田原市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 (学校教育課)

提案理由説明…学校教育課長

学校教育課長…それでは、私から御説明申し上げます。これは神奈川県教育委員会事務

決裁規程が事務の効率化と簡素化を図ることによって一部改正されたことに伴い、本市の教育機関等の長の専決事項を変更するものでございます。第24条の休暇のところでは、今までは校長の休暇が3日を越える場合は、教育長の承認が必要でしたが、今回の改正でこれが承認の必要なくなったということです。また、25条の出張の関係では、今まで職員の出張が5日を越える場合及び校長の宿泊を要する出張につきましては、教育長の承認が必要でしたが、今回の改正でこれが承認の必要なくなり、職員のみ校長が承認をするということになります。ただし、職員が外国へ出張の場合は、あらかじめ教育長の指示を受けなければならないということになります。なお、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。以上を持ちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(12) 日程第10 議案第13号 学校教育法施行細則の一部を改正する規則 (教育指導課)

提案理由説明…教育指導課長

教育指導課長…それでは、私から御説明申し上げます。学校教育法施行細則の一部改正につきましては、平成22年5月11日付け、文部科学省初等中等教育局長より通知されました「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に基づくものでございます。その通知の中に、「新しい学習指導要領に対応して、指導要録を適切に設定すること」が示されております。指導要録と申しますのは、幼稚園・小学校・中学校等に法的に義務付けられた公簿にあたるもので、児童生徒の学習の記録を表したものや氏名・生年月日・現住所など記載したものでございます。これらは教育委員会で定めるものとなっております。今回平成23年度から小学校で学習指導要領の完全実施に伴いまして、小

学校の指導要録につきましても、一部改正させていただくものです。資料の2ページ、3ページを御覧ください。改正した点は、観点別学習状況の観点の文言の変更があります。また、右上の外国語活動の記録の欄を追加しております。右下の特別活動の記録に評価の観点の欄を加えました。この変更により、各項目の配列も若干変更しております。また、この指導要録の改正に伴いまして、4ページにあります通常学級用の指導要録抄本と6ページにあります特別支援学級用の指導要録抄本も併せて改正をいたしました。抄本とは、原本である指導要録の一部分を書き写して、これを進学した場合において、その次の学校に申し送る際に使用するものです。なお、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。以上を持ちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(13)日程第11 議案第14号 小田原市総合文化体育館条例施行規則等を廃止する規則(スポーツ課)

提案理由説明…スポーツ課長

スポーツ課長…それでは、私から御説明申し上げます。小田原市総合文化体育館条例施行規則、小田原テニスガーデン条例施行規則、小田原市営プール条例施行規則、小田原市体育指導委員に関する規則につきましては、4月1日に実施されます機構改革に伴う小田原市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行により、市長が管理し執行することとなるスポーツに関する事務に係る教育委員会規則を廃止するものでございます。なお、この規則は、平成23年4月1日から施行するものです。以上を持ちまして、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

和田委員長…次に、日程第12 議案第15号「校長及び教頭の人事異動の内申について」及び、日程第13 議案第16号「教育委員会職員の人事異動について」を議題といたしますが、ここで会議の非公開について、お諮りいたします。当議案は、人事に関する事件ですので、非公開といたしたいと存じます。本議案を非公開とする件について、採決いたします。議案第15号及び議案第16号を非公開とすることに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

和田委員長…全員賛成により、これより非公開での審議といたしますが、その前に事務局からその他何かありますか。

(14) その他 (1) 小田原市教育振興基本計画について

教育総務課長…予算の際に、小田原市教育振興基本計画の策定事業というものがありませんでしたが、現在事務処理を進めておりまして、小田原市教育委員会では平成15年に小田原市学校教育推進計画「おだわらっこ教育プラン」というのがありまして、小田原市の学校教育の推進計画が平成24年度までの10年計画であります。期限が迫っているため新たな計画を作らなければならないことや、平成23年から新しい小田原市の総合計画がスタートいたします。また、国の方からも教育基本法の改正の中で、教育振興基本計画を作ることが努力義務として示され、県内各市でも大きなところはすでに新たな計画の策定や既存の計画の見直しをしております。以上の理由から、本市教育委員会でも教育振興基本計画を策定していこうとするものでございます。教育基本法の17条の規定により策定してまいります。どのように策定していくかということは、教育委員会にもお諮りいたしますが、現在策定委員の選定等について事前に進めさせていただいております。現

在14名を予定しております、その中には学識経験者や校長会・幼稚園・コーディネーター・自治会・スポーツ界・商工会議所の代表など選定するとともに、市民公募につきましても3月15日の広報で公募させていただいております。この策定委員会とは別に作業部会というものを設置して具体的な作業を進めてまいりたいと考えておりますのでご承知おきいただければと存じます。なお、来月の定例会には、より具体的な内容について説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(質疑・意見等なし)

和田委員長…その他事項も尽きたようですので、これより非公開での審議といたします。

関係者以外の方は、ご退席ください。

(関係者以外 退席)

(15) 日程第12議案第15号校長及び教頭の人事異動の内申について(学校教育課)、(16) 日程第13議案第16号教育委員会職員の人事異動について(教育総務課)を非公開により審議。議案第15号、第16号ともに、全員賛成により原案のとおり可決。

(17) 委員長閉会宣言

平成23年4月25日

委 員 長

署名委員（山田委員）

署名委員（桑原委員）